

さくらの森 緑住(農)街区 景観協定の物置の取り扱いについて

●建築物とは

建築基準法で「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの・・・」は建築物と定めています。

●物置について

地面に置くだけなど、その設置方法を問わず、物置は建築物です。

ご注意：但し例えば「人が入れない構造や大きさである」などの仕様により、建築物として扱わないことがあります。建築基準法上の建築物については、つくば市建築指導課にご相談ください。



高さがあまり高くない



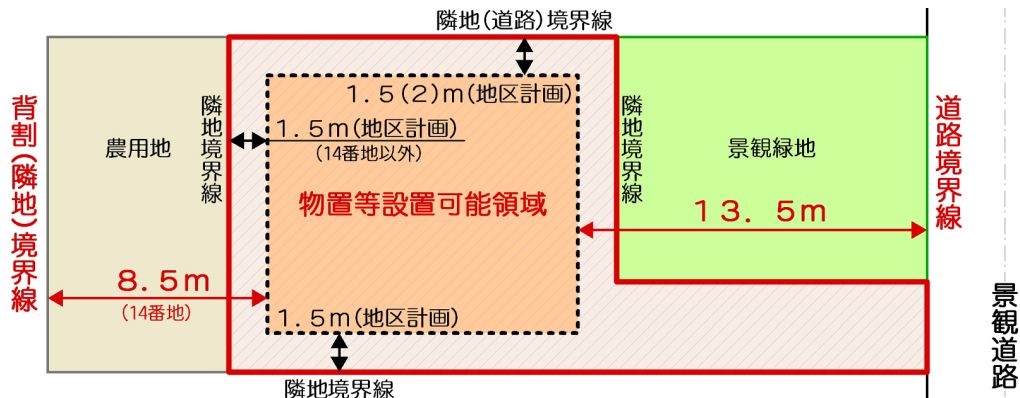
奥行きが狭い

●さくらの森 景観協定での物置の取扱いについて

物置は建築物のため以下の取扱いになります。

適用条文

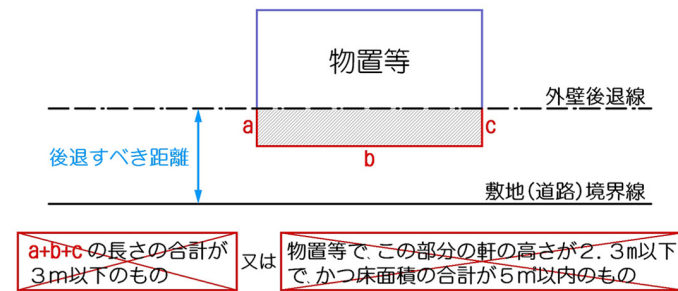
- ・ 第5条1項 : 建築物の形態意匠(外観の色彩等)
- ・ 第6条1項(4)、(5) : 建築物の外壁(柱)面から道路及び背割境界線までの後退距離



●壁面位置の制限について

- ① 中根・金田台地区における地区計画の緩和規定を図にしたものですが、緑住(農)街区では、緑緩和規定は適用されませんのでご注意ください。
- ② はね出しの庇等については、制限の対象になりません。

① 緩和規定は適用されません。



② はね出しの庇等：
制限の対象になりません。

